

第1 予算審査特別委員会（第5 日目）

H26.3.19（水）13：00～

第二委員会室

開 会 13：00

委員動静報告

委員 長 ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

総括質疑

委員 長 これより市長に対する総括質疑を行います。審査の過程で特に留保された事項に限りますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、清水委員の発言を求めます。

清 水 それでは、総括質疑を行いたいと思います。

内容は、費用対効果の問題です。つまり今回補助金の増額で費用を上げようとしておりますが、その場合時間数が伸びれば効果が上がるという考えで進められているのではないかと思います。しかし、今年度の実績を見る限り、時間数を幾ら延ばしても市民コースの利用数が上がるという、あるいは質が上がるという効果が上がることは考えられません。このように費用対効果の点で問題がある補助金増額は問題ではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

市 長 それでは、清水委員の総括質疑にお答えをさせていただきたいと思います。私がこの質疑で答弁させていただくのは初めてですので、その経緯のほうから始めさせていただきたいと思いますが、温水プールは年間4万人の多くの市民の皆さんに親しまれて利用されてきたわけでございます。しかしながら、年間4,000万円の収支の赤字、施設の老朽化に伴う改修費の見込みが1億8,000万円ということで市の財政負担がますます大きくなることが予想された中で、議会のご同意をいただいて温水プール施設の公共的、公益的な機能を担うことから、民間事業者へ施設を譲渡するという事で、貸与年限15年ということで24年4月に無償譲渡をさせていただきました。24年9月にオープンしました現在のサンテ、株式会社滝川スポーツクラブにおいては、プール施設を市民が利用しやすいように開館時間を延長して行っていただき、また新たにフィットネスクラブ機能を加え、市民の健康増進に寄与する施設に変えていただいて活動をしていただきました。市は、これまでの公設プールの機能を継続する市民コース3レーンを確保することを条件として無償譲渡したわけで、そして補助金を支出することにさせていただきました。補助金の積算につきましては旧温水プールの開館実態に合わせた開館日数を条件といたしましたが、実際に1年間プールを開館し、市民の利用が可能な開館時間が平年ベースということで3,400時間という計算となっております。これまで市の補助金積算根拠となる2,600時間を上回っているということで、平年ベースであります3,400時間の1割減となる3,100時間を占用時間ということで、補助金を見直すこととして今回の予算に提案させていただいたわけでございます。新年度には市民が利用できる日数及び時間帯をきちんと確保すること、また、子供の水泳教室、夏休みの水泳教室や冬休み、そして春休みの教室開催、そしてさらには高齢者を対象とした水中ウォーキング教室の開催など、市民の健康増進の場としてもさらに利用促進を図ることを予定しているわけでございます。また、一般プール利用者の料金が下がったこともありまして、多くの市民の皆様がこのプールを利用いただけ

るよう、今後もPRに努め、その効果が上がるような努力をしていくということでこのような提案をさせていただいた次第でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

清 水

まず、経過については、これまでも確認をされていることですから、それについては全く異論があるものではありません。私がお聞きしたのは費用対効果ということで、ただいまのご答弁では効果が上がることを期待するような表現がされておりました。つまり補助金を2割、360万円も上げるということであれば、その効果は確実に保証されるというような水準の保証がなければ、効果増に見合った費用増を予算化するというのは私は全体の予算編成の中でいえば難しいという点で、再度その効果、いろいろ子供教室、高齢者のウオーク、また料金が下がることなど効果が上がる可能性がある要因については述べられましたが、それによって、例えば利用者数についていえば現在1日平均4.8人です。4.8人ということは、2時間だとすると1コースあれば十分です。つまり2コースは丸々1年間サテが自由に使っているということでもあるのです。こういう今の状況をどういふふうに変えるのか、利用者数がこれだけふえる、あるいは利用の内容がこういうふうになると、期待でなくて目標値だとか、あるいはその根拠だとかということではお伺いをしたいと思ひます。

また、2点目ですが、上げる根拠として平年ベースということをおっしゃいました。これは、予算委員会の質疑でも論点になったところではあります。協定書は260日、また1日平均10時間以上、掛けると2,600時間以上です。これは掛け算ではないのです。260日以上かつ10時間以上ということですから、これが最低ですと、補助金を交付するに当たってはこれを守ってくださいというものであり、それがふえたから増額しますということは全く書かれておりません。そして、平年ベースと今述べられましたが、実績は全くないのです。実績がどれだけあるかというところ、25年度、220日で2,402時間です。つまり平年ベースでまるでこの2年間で1年間通して3,200時間運営された実績があるかのようなご説明ですが、ないのです。平年ベースの実績があったのではというのならまた話もわかるのですが、これも期待です。ですから、逆に言うと、これは3,200時間を見ているのですから、それを下回る場合も十分私は考えられると思うのですが、その場合はどうされるのでしょうか、あくまでも見込みでやられているので、そういうことをお聞きせざるを得ないと思ひます。

市 長

また、ご答弁の中でこういうこともおっしゃっていたのです。フィットネスもやられていると、それが盛んになっているという表現もございました。しかし、この補助金はあくまでも市民コース3コースについてです。つまり市民コースの3コースががらがらで、ほかのサテの営業がはやっていますが、市民コースの評価が上がるものではないと私は思うのですが、その点について伺います。多分何度も同じご質疑をいただいておりますけれども、改めて私のほうからお答えさせていただきますが、最後の点につきまして、フィットネス機能があったから云々の評価をしているわけではございません。これは、フィットネス効果で市民の健康を増進していただいたということをお評価しているだけであって、それが補助金の増額につながっているとは一言も申し上げておられないので、誤解のないようお願い申し上げたいと思ひます。

そして、2,400時間云々の話でございますけれども、3,400時間を平成24年9月から25年8月まで実施していただいたという実績があるから、それに基づいて

補助金を設備の実態、使用実態等と合わせて、人件費や光熱費の値上げ等々ありますので、それらを鑑みた中で3,400時間としており、その実態に合わせる支出ということで補助金の増額を決定させていただいたということでございます。そして、その効果云々につきましては今後のことであって、そのことは今回の補助金の増額には一切含まれておりません。効果を期待はしますけれども、補助金の増額はあくまでもこのたびの実態に合わせた中での支出ということで増額を決めたわけでございます。そのようにご理解をいただきたいと思っております。これはまた蒸し返しになりますので、費用対効果ではないともうはっきり言っているわけですから、清水委員が質疑留保した部分についてはもう市長ははっきりお答えになっているわけですから、またもとに戻って教育委員会と議論した中身に踏み込むということは質疑留保にはなじまないのです。わかりますか。

委員 長

(「いや、わからない」と言う声あり)

委員 長

だから、それでは何を聞きたいのですか。市長は、もうそうやって答弁しているわけです。

(「とめたいの」と言う声あり)

委員 長

いやいや、費用対効果についてはもう答弁したでしょう。質疑留保したのは費用対効果の部分だけでしょうと私は聞いているのです。先ほどから違うところも含めて3つにわたって質疑しているけれども、どんどん、このままいくと、また今まで予算委員会で質疑を行ってきたことを蒸し返すことになるのではないのですかとお聞きしているのですが、この後別な審査もございますので、いかがですか。

(「やめろと言っているの」と言う声あり)

委員 長

いやいや、そういうことを踏まえて。

(「意図がよくわからない。踏まえているでしょう」と言う声あり)

委員 長

だから、そういうことを踏まえて質疑してください。前半の3つも実は私はちょっと困ったなと思ったものですから、そのことを踏まえて再々質疑に臨んでください。

清 水

今の市長のご答弁で私が一番大事だと思ったのは最後に言われた点ですが、効果についてはあくまでも期待だということを述べられました。つまり費用対効果では根拠を示せないことを明言されたと、まず確認をしたいと思っております。そして、費用対効果が証明できないような、根拠として予算のときに述べられないようなことで補助金を増額したり、あるいはいろんな経費を増額するというようなことがもしあれば、これは市の予算の立て方そのものの根幹を揺るがすと私は考えます。

以上2点お伺いしたいと思います。

市 長

ただいまの清水委員のご質疑でございますけれども、あくまでもこれは先ほどのご質疑の中でどういう人数を見込んでいるのですかという、その数字の立て方のご質疑があったからこそ、期待値ですと申し上げたのでございます。いろんなさまざまな教室等々、今後ますます子供たちの利用は高まるでありましょうし、お年寄りの皆さんの健康増進のためのプールで、歩行等々があります。そのような活動をしていただくことによって健康増進の場になればという期待値を申し上げているわけでございます。それを先ほど清水委員は何人かどのようにというようにご質疑をされたので、あくまでもそれは期待ですとお答え

したわけでございます。その辺はご理解いただきたいと思ひます。
そして、費用対効果の点について申し上げるならば、それならばあの温水プールをこれまでどおり市が経営したとしたらどうなるでしょうかという点で考えますと、費用対効果は十分あると思ひています。試算的にいいますと、5年間の収支が市が直接運営したときは3,100万円でございます。譲渡前に予想された大規模な改修工事費が1億8,500万円ということになっていました。仮に市が14年間このまま温水プールを直営として運営した場合は6億5,000万円ほどの経費がかかることになるわけでございます。今回補助金を360万円増額で見直したわけでございますけれども、今後13年間で4,000万円ぐらいの増額になるかもしれません。しかしながら、この15年間に市でかかる経費の総額、それらを合わせますと約3億3,000万円になり、市が直営していた場合の約半分の経費で市民コース3コースを維持しながら、さらに健康増進の場としてさまざまな活動に使っていただけるということになるわけでございます。そういう意味で、私は費用対効果は十分あると思ひて、それはほかのものと比べてどうのこうのということではなくて、あくまでも費用対効果で判断した際においては、あるからこそこのような形で無償譲渡をさせていただいて運営をしていただき、さらに実態に合わせた補助金の増額を図ったということでございます。全て費用対効果はあると認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。今市長が述べられたことは、15年間の総額、そこでの支出の比較について述べられましたが、これについてはいろんな考え方があると思ひますので、これについては私は再質をする考えはありません。

清 水

しかし、効果はあると、費用対効果はあると明言されました。しかし、先ほども言いましたが、利用が1日4.8人です。私は、4.8人で効果があるとかないとかということをお話することすら、おかしいのではないかと思ひます。ほかの施設で1日当たり4.8人の施設が仮にあったとして、そこに1,872万円毎年出す、こういうことがあれば、当然上司は、管理職、特別職は、私は相当詰めると思ひます。ところが、この問題では4.8人でも全然問題ない、効果は立派に果たしているのだ。しかも、4.8人が7.2人になるかもしれません。そのために360万円さらに出す。私は効果があるというその根拠が、これは多くの市民にお聞きしたら、それは前田市長、ちょっと勘違いされているのではないのかということになると思ひます。4.8人で本当に1,872万円、今年度までの支出に対して効果があったと考えているのか、お考えを伺いたいと思ひます。

市 長

今の時点でこれだけのお金をかけたのだから、これだけの人数しか来ないからどうのこうのと言うのであれば、公共というものはどこにあるのかと私は思ひます。公共サービスというのは、やはり市民の皆さんのいろんな部分を考えていかなければいけないと思ひております。そういう意味では、まだまだこれから、短期間的ではなくて長い目でぜひ見ていきたいと思ひますし、これから効果が出るように教育委員会も皆さんとともに努力していくということでございますので、その辺をぜひご理解をいただきたいと思ひます。

清 水

利用人数が極端に通常考えられないほど少ないことについては、さすがに効果が出ているとは、答弁できなかったと思うのです。その後市長が言われたことは、仮に利用人数が極端に少なくても、それだけでその施設の存在を否定したら公共というのは一体どうなるのだと述べられました。私は、増額が問題だと言っているのです。維持することについては、何ら私は異議を唱えていない

のです。ですから、私は総括質疑で増額に対する費用対効果を聞いているのです。ですから、私は、公共性は十分果たしていると思うし、しかし1,872万円には、私は実はそこには届いていないのではないかと、市はこれまでの1,872万円分を、市民コース3コースでその分をまず実現することをやるべきであって、増額するのはやはり何年か早いと言わざるを得ないと私は思うのですが、公共性は私は全く否定しておりませんので、公共性を否定しない上で、4.8人、これは1,872万円分に届いていると思いますか。

委員長

清水委員の質疑で、費用対効果で補助金を360万円ふやしたのかというのは、明らかに市長は否定されているのです。費用対効果ではなくて、実績に基づいて、その実績から改めて計算し直すと360万円が出ましたという、そういう答弁をされているのです。それで、私はさっき、もうその答弁で終わりではないですかとあなたに言ったのだけれども、あなたは自分の持論ばかりここでお話しするだけで、市長が明確に違う、実績に基づいてだと、そういう期待値は確かに期待はあるかもしれないけれども、今回の補助の部分についてはあくまでも実績に基づいて、それで判断しているのですと言っているのですから、これ以上繰り返しても変わらないと思うのです。

休憩します。

休 憩 13:22

再 開 13:27

委員長
市長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

何度も繰り返しのご答弁で申しわけございませんが、今回のこの支出は補助金を実態に合わせてお支払いするという事で、費用対効果どうのこうので補助金の増額を決めたわけではございません。あくまでも補助金は実態に合わせた支出ということでご理解をいただきたいと思います。

委員長

以上をもちまして市長に対する総括質疑を終了し、全ての質疑を終結いたします。

議案第1号に対しては、清水委員からお手元に配付しました修正案が提出されております。

清 水

したがって、これを議題とし、提出者の説明を求めます。

それでは、議案第1号の修正案についてご説明します。

平成26年度滝川市一般会計予算に対する修正案。

平成26年度滝川市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「203億1,200万円」を「203億840万円」に改める

第1表の一部を次のように改める。まず、第1表、歳入歳出予算ですが、歳入、20款繰越金の1項繰越金の8,000万円を7,640万円に、また歳入合計203億1,200万円を203億840万円に改めるものです。歳出については、10款教育費、7項保健体育費の2億1,055万9,000円を2億695万9,000円に、また歳出合計203億1,200万円を203億840万円に改めるものです。

次に、歳出についてですが、6ページ、7ページをごらんください。10款7項1目体育振興費ですが、7,233万6,000円を6,873万6,000円に、また歳出合計203億1,200万円を203億840万円に改めるものです。内容については、説明欄をごらんください。体育指導及び振興に要する経費のうち、温水プール運営事業補助金2,232万円を1,872万円に改めるものです。

次に、歳入についてですが、4ページ、5ページをごらんください。20款繰越

金、1項1目繰越金8,000万円を7,640万円に、歳入合計203億1,200万円を203億840万円に改めるものです。

そのほか、8、9、10ページは歳入予算の前年度比較、歳出予算の前年度比較、また性質別前年度比較が掲載されておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、修正案の提案理由についてご説明をしたいと思います。修正案は、温水プール運営事業補助金2,230万円を今年度と同じ額に据え置く内容です。以下、提案理由について説明します。私は、温水プール運営事業補助金について協定書と補助金要綱に基づいて、本年度の補助金額を基本とし、増額する場合は最初に補助した2012年度当時と比較して燃料代や電気料金、消費税などの変化の分に限るべきという立場です。また、市民コースの増減や利用者が余りにも多いなど、状況が変わる場合についてもその対象になると考えます。しかし、今回の増額については、以下の点で問題と考えます。

第1は、前年度までの実績の評価をもとに予算を組むのは当然ですが、市民コースとして利用された実績、利用者数は補助金の対象としては少な過ぎることを深刻に受けとめなければなりません。予算審査特別委員会の要求で提出された25年度の資料をもとに説明をいたします。①、実際の開館は3月21日からの見込みで、今週の金曜日からですが、この見込み9日間を合わせて229日です。改修に要した37日を含むことができるので、これを合わせて266日で、最低限度の260日をわずかに上回ったにすぎません。②、市民コース3コースの利用は、学校授業が25日で1,731人、その他の利用は220日間で大人、高校生、中学生、小学生合わせて1,063人、1日当たり4.8人です。平均開館時間は10.9時間ですから、平均2時間プールに1コースを独占していたとしても、2コースが丸々1年間利用されなかったという状況でした。③、利用が少ない理由についての答弁は、PR不足で市民コースが市民に浸透しなかったというものです。ここで問題なのは、市民コースを利用した人は滝川スポーツクラブサンテの会員加入につながっている、または会員はたくさん利用しているが、それは市民コースではないからと受け取れる答弁です。それならば、市民コースの設定を学校授業期間は3コースとし、それ以外の期間は2コースで十分なのです。補助金を増額するような要因は、実績からは生じません。

第2は、利用者数以外の実績です。①、シャワー室がなく、使えるシャワーは男女共用で、2つが並んでいます。水温調整もできません。水浴びはできても体を洗うことはできず、市民コース利用後のシャワーとしては不十分です。②、利用料金が高過ぎました。直営時代の1.5倍で、回数券もなし、大人1回1,050円では、愛好家は会員になるか、あるいは我慢して遠くの施設に行くかのどちらかです。4月から値下げされますが、回数券は必要です。③、市民コースの入りがわかりにくい。券売機を玄関に設置するなど、抜本的な改善が必要です。④、市民コース利用者もお風呂には入れるからいいのではと思っている職員や議員が結構います。それは違います。お風呂に入れるのは会員だけです。⑤、市民コースは会員コースと分けられていないため、私が利用したときは市民コースはどこですかと聞きました。すると、どこを泳いでもいいですよという返事でした。つまり学校授業で25日間午前中を市民コースとして占用する以外は全て会員のコースとして利用していることを考慮すると、1,872万円自体が運営事業者にとって文句のつけようのない補助金額と言えます。4月から

の料金値下げや障がい者無料化は、補助金を受ける側としてもさすがに気が引けた結果ではないかと考えます。

第3は、費用対効果が著しく低い増額だということです。360万円増額して効果はどれほど上がるのかについての市長のご答弁は、効果が上がることを期待するというもので、目標値あるいは根拠については示されませんでした。

第4は、増額理由で時間数が協定書の下限2,600時間を大幅に上回る3,200時間だから、それに見合った増額として3,100時間分とすると説明されてきました。しかし、これには大きな矛盾があります。①、3,200時間はあくまで計画で、実績は2,402時間です。初年度ならともかく、3年目の補助金を増額するのであれば、計画でなく実績を評価しなければなりません。これは、市の補助金の決め方の根幹にかかわる問題です。②、この点でも費用対効果を考慮していないと思われまます。ここで、費用は補助金額です。効果は時間数でしょうか、違います。利用者数や利用のされ方ではないでしょうか。時間数が長くなって、その分利用者がふえるのならまだわかりますが、1日5人程度が七、八人にふえる程度では効果が上がるとは言えません。ほかに何か費用対効果が上がる可能性があるのでしょうか。③、補助先が契約より長い時間開館してくれるという費用に対しては応分の支出をするという考え方をしているのだと思いますが、契約はあくまでも最低2,600時間開館するという内容ではありませぬ。応分の負担をするというのであれば、燃料代、電気代、消費税増税分にとどめるべきではないでしょうか。

第5は、小田教育長も吉井副市長も市民コースの確保ということを目的として述べられました。本意ではないということも添えられましたが、ここで市民コースが確保されない可能性について考えます。天災や不慮の事故は補助金では対応できません。プール運営事業者が市民コースを拒否する場合は、協定書に基づき、違約金や損害賠償を求めることで対応できます。それ以外の理由で確保できない場合とは、プール運営事業者が経営を継続できなくなる以外にありません。通常経営継続できない理由は事業そのものを転換したり廃止することですが、これも損害賠償請求で対応できます。残るのは、運営事業者が資金繰りなどで経営を継続できない場合です。以上から、教育長や吉井副市長が言う市民コースの確保のためという増額は、資金繰りへの支援そのものと私は考えます。公共性を理由に民間企業や団体に資金支援した事例は、國學院大學北海道短期大学部以外に私は知りませぬ。もし実行するのであれば、商工業振興条例の改正など、市民や経営者が納得する公平、公正なルールに基づく必要があります。

第6に、時間数が協定書を交わした2年前よりふえているというのであれば、相手に合わせるのではなく、260日かつ10時間を超える日数や時間を市民コースとせず、プール運営事業者がこれを自由に使えばいいのです。

第7は、財政が厳しい中でなぜここだけ増額なのかという点です。コミュニティ施設の半減計画を発表、学校給食費の段階的無料化は任期中には行われる様子は見られません。既設のパークゴルフ場については、ボランティアによるコース整備で年間4万人が利用し、健康づくりに多大な貢献をしているのに、支援を強化するどころか、廃止計画までありました。これでは、市が寄附した用地で20年間に12億円近い収入があるのに2,000万円を國學院大學北海道短期大学部に寄附したことと同じ聖域としていると言わざるを得ませぬ。

以上が修正案の提案理由です。

終わります。

委員 長

説明が終わりました。

これより修正案の質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の修正案の質疑を終結いたします。

討論の準備に入りますので、若干休憩いたします。それでは、13時45分に再開をさせていただきます。休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:47

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委員 長

それでは、修正案を含めた一括討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように決定いたします。

最初に、市民クラブ、木下委員。

木 下

それでは、市民クラブを代表して、第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算及び関連議案を可とする立場で、そして修正案を否とする立場で討論を行います。

平成26年度は、滝川市総合計画の3年次目であり、前田市長1期目の総仕上げとして、今まで興し、育ててきたものを「動」へとつないでいく予算編成、具体的には滝川市社会福祉事業団への事業移管、駅前広場整備事業等の着工、定住自立圏構想の推進など、準備を進めてきた諸課題を着実に進めていく予算となった一方、電気料金の値上げや燃料費の高騰、本年4月からの消費税率改定などにより経常経費が増大することなどから、今まで以上に厳しい予算編成に当たられました市長を初め、市理事者並びに職員の皆様に敬意を表します。新年度予算では、地域物産振興のノウハウ等の習得のために新日本スーパーマーケット協会へ職員を派遣するなどの元気な産業と活力あるまちづくりを進める施策のほか、子育て世代から高齢者まで、幅広い市民の声を反映した予算化が図られました。環境、農業、商業などの重要分野においても新規拡大の施策が数多く盛り込まれたことを高く評価するものです。

以下、歳出については款別に要望、意見を述べさせていただきます。

まず、歳入、1、国の動向を的確につかみ、有利な財源の確保に努力されたい。

2、市税収納率目標87.4パーセント、現年度分97.9パーセント、滞納繰り越し分11.6パーセントの達成は容易なことではありませんが、担当部局を先頭に引き続き全力を挙げられたい。また、納税が困難な方の相談業務を適切に行い、生活や営業実態に合わせた徴収に配慮されたい。

それでは、歳出のほう、1、総務費、(1)、未来へつなぐ市民力推進事業補助金のメニューについて、市民の要望が幅広く取り入れられるように改善と市民へのさらなるPRに努めていただきたい。(2)、江部乙地区の「日本で最も美しい村」連合への加盟に向けて、さらなる支援を望みます。(3)、滝川

市公共施設マネジメント計画や定住自立圏構想を含めたさまざまな広域連携を着実に推進されるよう望みます。

2、民生費、(1)、滝川市社会福祉事業団への事業移管が実現し、今後早期に老朽化した施設の改築に着手するよう、事業団への働きかけを望みます。(2)、保育所の保育士配置については、保育士の労働条件の向上と安全安心な保育環境を維持していく観点から、正規職員の比率を高めるよう努力されたい。(3)、生活保護法の改正により約9割の受給者へのマイナス影響が見込まれています。親切でわかりやすい周知とともに、その後の生活実態をきちんと把握し、適切な対応を図られたい。

3、衛生費、(1)、市民の健康を守るために各種予防接種及びがん検診の受診率向上を目指した取り組みを重視されたい。(2)、休日夜間急病センターの今後の方針については、慎重な検討を図られたい。

4、労働費、シルバー人材センターの運営に対して高齢者の雇用の場としての確保が図られるよう支援されることを望みます。

5、農林業費、(1)、農家戸数を減らさないため、各種補助金などの対象にならない規模が小さい農家への支援方策を検討されたい。(2)、本年度も滝川農業塾を継続されることを大いに評価するとともに、直売用野菜生産ハウスへの補助などの元気な農業づくり補助金や6次産業化への推進など、農業を滝川経済の推進役と位置づける施策を継続されるよう望みます。(3)、担い手農家の今後のさらなる規模拡大が予想される中、土地改良事業の推進が図られますが、今後のさらなる予算確保に向けて国、道などに要望していただきたい。

6、商工費、(1)、丸加高原伝習館については、全国からの応募がなく、今一度活用方法について検討されたい。(2)、丸加高原健康の郷のコスモス栽培に力を入れ、菜の花とあわせた花観光事業を大きく展開し、集客を図る努力をされたい。

7、土木費、(1)、除排雪については滝川市環境維持管理協同組合への指導を徹底し、雪道の安全確保に努力されたい。(2)、障がい者や高齢者の門口の除排雪については、特段の配慮をされたい。

8、教育費、(1)、市立小学校3、4学年35人学級を引き続き取り組んでいくことを望みます。また、学校図書館充実のための学校図書館図書標準の達成、司書教諭などの人的配置の推進に努められたい。(2)、給食費の公会計化に向けて、給食会計の安定的運営を図るために給食費徴収管理システムを導入する予算が計上されたことについては大いに評価します。(3)、学校の教育環境整備に力を入れるとともに、備品、消耗品費の増額にも努力されたい。(4)、図書館のさらなる入館者増を目指し、新刊本の購入を進めるとともに、図書の適切な管理を引き続き推進されたい。

9、公債費、計画に沿った起債償還を進められたい。

最後、10、職員費、重要案件を初め、さまざまな情報が的確に幹部の間で共有されるよう十分に配慮されたい。

以上です。

委員長
田村

次に、新政会、田村委員。

それでは、新政会を代表して、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、平成26年度滝川市一般会計歳入歳出予算及び関連議案第15号から第19号、第21号、第23号から第28号、第34号から第35号、第37号から第39号の議案

を可とする立場で、修正案に対しては否とする立場で、またアベノミクス効果はまだまだ到達していない厳しい財源環境の中で予算編成に取り組みましたことは高く評価をいたします。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

歳入については、市税の収納率向上に鋭意努力されていますが、使用料、手数料等の滞納の解消にもなお一層努力されたい。

歳出においては、総務費、総合福祉センター、中央公民館閉館に伴い、他の公共施設の利用拡大及び遊休施設の整理を図られたい。

消防費、日常の訓練と緊急時の機材や保存食料品の備蓄になお一層努められたい。

公債費、低金利への借りかえ、繰上償還に努力されたい。

職員費、職員初め、嘱託、臨時職員などの待遇見直しを図られたい。

民生費、老人福祉のさらなる充実及び介護全般への細やかな配慮に努力されたい。

衛生費、ごみ処理施設の安全性、環境保全等、常に注視されたい。

土木費、公共事業等の地元企業への発注をなお一層促進されたい。

労働費、働く場所、技術研修等、地元で定着できる施策を重点に考慮されたい。

商工費、地元商店街の全体の発展、活性化及び魅力ある滝川観光の推進になお一層努力されたい。

農林業費、農業者の負債対策や後継者育成の効果的な対策に努力されたい。

教育費、温水プール無償譲渡後のトラブルは完全な初動ミスが原因、2014年1月15日の総務文教常任委員会でも多くの質疑があり、マスコミ各社も数回にわたり大きく報道されました。翌月2月3日、2月10日の臨時会も中止という異常事態でもわかるように、まさに「外れ弾の八方的」であります。今後のため、契約書及び附帯する協定書等、誰でも理解できる的確な文言の使用を強く求めます。

以上、討論いたします。

次に、公明党、三上委員。

私は、公明党を代表し、本委員会に付託されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算及び関連議案を可とする立場で、また議案第1号の修正案を否とする立場で討論いたします。

4月からの消費税増税は、社会保障制度を持続可能なものとするとともに、国の財政健全化を図るためのものですが、その増収分は医療、介護、子育て支援など全て社会保障の拡充強化に充てられております。このことから、滝川市一般会計予算においても随所にそのような予算編成となっております。また、引き上げに伴い、影響の大きい家庭への負担軽減策や地域経済の景気の腰折れを防ぐための経済対策が盛り込まれております。このようなことから、速やかな執行を第一に考え、議案第1号及び関連議案を可とするものであります。

また、提案された修正案については、これから多くの市民が利用し、健康増進に資することと教育の場の確保を考えると、速やかな再開にこぎつけなければなりません。このようなことから、修正案については否といたします。

厳しい財政環境の中で予算編成に当たられました市長を初め、理事者、職員の皆様に敬意を表したいと思っております。

以下、要望、意見を述べさせていただきます。

委員 長
三 上

歳入、国や道の交付税、補助金等の確保に努めるとともに、自主財源の確保に努めていただきたい。

歳出、総務費、公共施設マネジメント計画の推進では施設の長寿命化を考慮したデータの一元管理に努めていただきたい。

民生費、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の対象世帯への周知と速やかな支給に努めていただきたい。また、子育て世帯臨時特例給付金の支給に当たっては、DV被害者に確実に支給するよう最大限の配慮に努めていただきたい。

衛生費、健康管理システムは、保健、医療情報等のデータベース化や情報通信技術を活用したホームヘルスケアサービスの提供を推進していただきたい。

土木費、住みかえ促進では、高齢者世帯と子育て世帯のニーズに合ったさらなる推進に努めていただきたい。

商工費、食と観光のさらなるマッチングにより、滝川の農産物、加工品などのPRに努めていただきたい。

農林業費、女性、若者等の発想を生かし、農業の6次産業化のさらなる推進に努めていただきたい。

教育費、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例では、重大事態発生の際、保護者等からの申し立てに対し、真摯な対応による速やかな報告に努めていただきたい。

以上です。

委員長
清水

最後に、清水委員。

日本共産党の清水雅人です。私は、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算のうち、修正案を除く予算並びに関連議案全てを可とする立場で、また修正案を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、新年度予算は消費税増税による支出増約1億円のほか、燃料費高騰、電気料金値上げ分のほとんどが歳出増になる一方、地方消費税交付金の増額分は同額普通交付税の減額で消えるという悪条件の中で編成されました。また、土地開発公社の赤字返済として新年度から10年間、平均約9,000万円の支出、市有施設のPCB廃棄事業8,500万円は全額市の負担です。評価できる予算については、全てを述べる時間はありませんが、新規就農者対策、地域おこし協力隊による観光イベント支援、駅前広場整備事業、民間建築物耐震診断補助、住宅リフォーム助成の継続、街路灯のLED化等への切りかえ補助増額、消防庁舎基本設計、国際協力、また学校の改築、耐震化事業にさきの補正も含めて19億6,000万円、学校給食設備整備に加え、学校給食公会計化準備、市独自の35人学級の継続、社会教育施設の改修、健康管理システム導入など、評価できる予算が大変多いと考えます。

次に、新年度の焦点で消費税増税に対する対応についてです。①、地方消費税交付金は100パーセント基準財政収入額とされるため、これによる歳入増はないことが確認されました。②、歳入では、一部の例外を除き、170円を超える使用料、手数料に転嫁されます。③、歳出では、就学援助を初めとした扶助費、建設事業の発注や備品、消耗品などの物件費、指定管理や委託なども含めた補助費などで増額したことが確認できました。④、しかし人件費では考慮されていません。⑤、国が行う臨時福祉給付金などで市町村民税均等割非課税者に1万円から1万5,000円が給付されますが、暮らしや経営への市独自の対策はありま

せん。

また、課題もあります。主なものを挙げると、第1は学校給食費の段階的無料化の検討状況が全く示されていないことです。小学校1学年から順次実施する場合の試算などを新年度に示す必要があります。市長の公約実行の点から見ると、官民協働のまち自慢のパークゴルフ場が官のみの事業として建設段階に入らないうちで、見通しすら示されていないことは残念です。第2は、就学援助で国が追加した3項目は2割を超す低所得世帯の児童生徒の成長にとって欠かせない施策として実施が求められます。学校教育法の義務規定であることも指摘するものです。第3は、少人数学級の拡大です。25年度から、70人を超えれば該当していたものが35人を超えれば該当するように改善されました。これをさらに拡大し、まずは6年生までの拡大が必要と考えます。第4は、国の公共事業、公共工事労務単価25.2パーセント引き上げを市内建設労働者の賃金増と通年雇用の拡大に結びつけるために市の役割を發揮し、業界団体への要請だけでなく、受注企業への調査を札幌市のように積極的に進めなければなりません。第5は、三番館の撤退を防ぐ道はないのか、市長を先頭にオール滝川で取り組むことです。第6は、特別会計への繰り出しの抜本的な見直しです。国民健康保険料は高過ぎて、自営業者や非正規労働者は苦しんでいます。公営住宅事業特別会計では、浴室のない住宅が解消されるまでまだ20年もかかります。第7は、震災復興への協力を抜本的に高めることです。市は、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却炉建設で瓦れき処理を検討するというだけで、震災復興特別交付税3億5,493万円ももらい過ぎています。15年かかっても30年かかっても、震災復興支援としてお返しをするべきです。また、全国市長会から求められている中長期の職員派遣を実施することも3年連続で見送られました。第8は、公共施設マネジメント計画の進め方です。基本方針では、市の全施設は築30年以上が6割で、財政を考慮すると今後7割の施設は更新できないなどとしていますが、論理的に破綻しています。理由は、対象施設のうち学校、公営住宅、医療・保健・福祉施設、行政系施設、公園などほとんどを維持しなければならない施設だけで74パーセントを占めることを述べるだけで十分でしょう。財政的にも独立採算の特別会計や企業会計は完全に分けて考えればよいし、教育、福祉、その他インフラ整備には交付金や交付税措置など有利な財源もあり、今後40年間に1,230億円と推計されますなどと市民を困らせるのはやめるべきです。実態に合った資料を市民に示しながら計画を進めることが必要です。

以上のような課題はありつつも、温水プール運営事業補助金の増額をとめるという1点での共同を議員各位に呼びかけるため、私は修正案の部分を除く予算と関連議案全体を可とするものです。

その他幾つかの要望を付して討論とします。

総務費関係、1、社会福祉事業団への無償譲渡や無償貸与契約書、温水プール協定書などで瑕疵担保条項、あるいは除きという法律用語、無償で貸して大規模修繕は市も負担するなど、疑問が残る契約書は今後10年から30年先まで有効なものでもあるので、顧問弁護士を活用して、市民の利益を損なわないようにすること。2、住民基本台帳システム、後期高齢者医療システム、戸籍システム共同利用、マイナンバー制度、健康管理システムなど、セキュリティーの絶対確保が必要な業務が急増しています。余裕ある体制と人材育成を強めること。3、嘱託職員の各種手当を創設すること。4、未償還起債の中に5パーセント

近いものも多く、国に対して借換えの充実を強く求めること。5、交通事故死者をなくすため、危険箇所の徹底改善に努めること。

民生費関係、1、市独自の福祉サービスについては、低所得、高齢、障がいなどで困っている市民が対象です。そこで、対象者から生活保護受給者が除かれる理由が見当たらない家族介護用品支給事業の見直しが必要です。また、福祉除雪のように道市民税課税者でも一定の利用料を支払うことで利用可能にする改善も求められます。2、三世代交流センターの交流サロンのように1年に9回など極端に利用者が少ない施設については、料金の抜本的見直しを図ること。3、冬以外でも閉まっている公園トイレは、ウォーキングなど健康のまちづくり促進のため閉めないこと。4、生活保護の窓口に申請書類が置かれたことは評価しますが、雑然と置かれている現状は市民軽視です。説明板を設置するなど、市民にわかるようにすること。5、学童保育利用者がふえ、指導員の責任が重くなっていることを重視し、指導員の待遇改善と人員確保を抜本的に強化すること。

衛生費関係、1、休日夜間急病センターは市立病院との統合を早急に進めること。2、浴室なし公営住宅入居者のための共同浴場を最後まで責任を持って運営すること。3、コストが低い集団資源回収を伸ばすよう、奨励金単価増や回収業者支援を強化すること。

商工費・労働費関係、1、住み替え促進事業では子育て世代の戸建て住宅への入居を促進するよう、効果的な取り組みとすること。2、商工業振興条例の対象を拡大し、企業誘致、事業転換、事業拡大、正規雇用増などに支援を強化すること。3、シルバー人材センターの業務安全確保のため、体制の弱いセンターを支援すること。

農林業費関係、1、日本型直接支払、農地中間管理機構など新たな制度改正にかかわっては、あくまでも農業者の経営継続と新規就農支援強化を中心にする事、2、なたね作付面積安定化のため、水田を中心に新規農地開拓を進めること。

土木費関係、1、街路灯のLED化については、町内会管理だけでなく市が管理している300カ所近い街路灯も早期に切りかえること。2、5月に工事を目標に発注の早期化を図り、前年12月議会での補正予算、明許繰越なども検討すること。

教育費関係、1、体育協会へのほぼ全面委託で市のノウハウが薄れてきている。体育協会職員の中途採用などで職員の充実確保に努めること。

以上です。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論の要旨については、整理して3月28日までに事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより採決を行います。

先に、反対討論のありました議案のうち、**議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算**を挙手により採決することといたしますが、まず本案に対する清水委員から提出されました修正案について挙手により採決を行います。

議案第1号の修正案を可とすべきと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手少数であります。

よって、議案第1号の修正案は否とすべきものと決しました。
次に、議案第1号の原案について挙手により採決いたします。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、議案第1号の原案は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例

議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例

議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例

議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について (航空科学センター)

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について (軽費老人ホーム)

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について (三世代交流センター)

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について (にぎわい広場)

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について (ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部)

の17件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決するに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました事件の審査はすべて終了いたしました。

挨拶

委員長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思えます。

市長

それでは、第1予算審査特別委員会が閉会するに当たりまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

柴田委員長、そして小野副委員長を初め、委員各位におかれましては、本委員

会に付託されましたさまざまな議案につきまして慎重に、そしてまた精力的にご審議賜りまして、まことにありがとうございました。そして、ただいまいずれも可としてご了承いただきましたことに改めてお礼申し上げる次第でございます。いろいろと厳しいご意見もいただいたわけでございます、それらをしっかりと参考にしながら今後の行政に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

委員長

委員長、副委員長ともに体調が悪く、皆さんに大変ご迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げたいと思います。大変さまざまな案件についてさまざまな意見あるいは質疑をいただきました。ぜひともこの第1予算審査特別委員会で交わされた討議をこれからの26年度の市政の執行に生かしていただき、市民の福祉、健康の増進に一層ご努力をされることを私の立場から心よりお願い申し上げます。なお、委員はもとより、説明員の皆さん、理事者の皆さん、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

以上をもちまして第1予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14:25